

聖籠町訓令第2号

聖籠町職員人事評価実施規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成29年3月27日

聖籠町長 渡邊 廣吉

聖籠町職員人事評価実施規程の一部を改正する訓令

聖籠町職員人事評価実施規程（平成28年聖籠町訓令第3号）の一部を次のように改正する。

第11条第3項中「副町長、教育長、総務課長及び子ども教育課長」を「副町長及び教育長」に改め、同条中第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

4 人事評価調整委員会は、第1項の規定による審査をしようとする場合においては、必要に応じて、総務課長又は子ども教育課長の意見を求めることができる。

附 則

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。